

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 2 号
件 名	行政不服審査会答申書の捏造及び審査会での意見陳述の盗聴問題 についての問題解決制度を設けることについて
要 旨	<p>これと同じ陳情を令和5年6月議会に提出して結果は不採択でしたが、その理由に対して全面的に異議があり、市民の代表、代弁者である議員、議会が市民目線に欠け、至らない行政の代弁をしていると思える、事実と反するような不採択理由です。不採択理由の「既に是正されているとの事柄については、この陳情に求めている。」、捏造文言は新築工事中の建物について「未完成工事中で住めない」が、「重大な欠陥があると強く主張した」と、全く別の文言に代わっていて明らかに捏造であり、捏造しなければならない理由があった。無断録音の盗聴については、わびの言葉も一切なく、当事者である本人にも非公開との理由で聞かせない。審査会も録音も非公開と分かれば自身も録音した、これは認められるのか。盗聴はあってはならない事柄です。ついては、以下に同じ内容を陳情いたします。</p> <p>行政不服審査会答申書内容に事実でないことが捏造、記載され、及び審査会委員への申立者の意見陳述が担当課によって盗聴、無断録音されたことについて、担当課に訴えても、担当課は、「話し合いをしてもお互いの主張が平行線である。また、たとえそうであってもそのような疑問及び苦情を聴く制度がない。」からと、形式的に話を聞いただけで、市民目線で問題解決のため十分に話を聴く態度が一切なく、上から目線で一方的に「主張が平行線だから」と今後の面談には応じられないと、門前払いの対応です。</p> <p>後日、担当課の行政経営課長からその旨の文書が郵送されてきました。以上により、下記のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 令和5年9月19日 } 総務常任委員会 第4項 }</p>
受 理	令和5年9月8日 第384号

記

- 1 総務常任委員会で本件答申書を実際に見て、捏造の事実とその文言を自身と一緒に確認すること。
- 2 担当課に聞くことについては、担当課は審査会ではなく、聞いても事実と異なることや正しくないことを言う可能性が多分にあり、担当課の言い訳を聞くのではなく、直接行政不服審査会に自身と一緒に聞くこと。
- 3 総務常任委員会で自身と一緒に録音を聞いて、その内容を確認すること。
- 4 行政不服審査会答申書及び担当課への疑問、苦情の訴え「答申書の捏造及び意見陳述での盗聴・無断録音」については、物の道理に反する間違った行為であり、市民目線でのこのような問題解決のための制度を設けること。